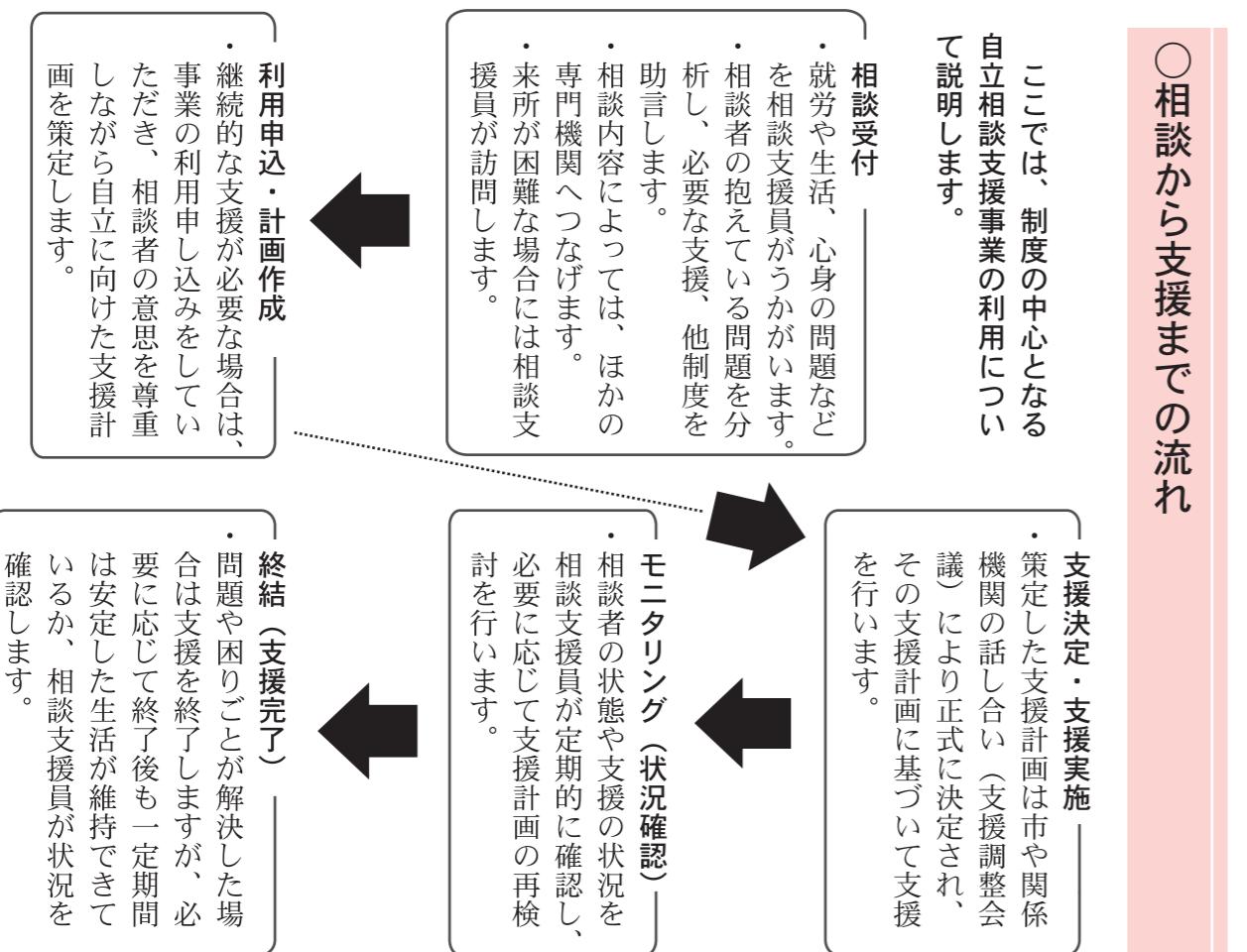


# 生活困窮者自立支援制度 が始まりました

平成27年4月1日付で施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では4月から「にかほ市生活困窮者自立支援事業」をにかほ市社会福祉協議会に委託し、生活に困窮している方の相談支援を行っています。経済的に苦しい、生活に困っているなど、一人で悩まず、相談室にご相談ください。



**10月からマイナンバーの通知が始まります  
社会保障・税番号制度 マイナンバ**

1

マイナンバー通知カードの送付が行われます。

マイナンバーが記載された「通知カード」が、10月下旬頃から11月末までに各世帯へ配達されます。この通知カードは、地方公共団体システム機構から、全国へ発送されます。

## 通知カード等の送付内容

書留郵便で配達される封書には、次のものが封入されています。※通知カードは大切に保管してください。

- ①宛名台紙
  - ②通知カード・個人番号カード交付申請書（世帯員分）
  - ③個人番号カード交付申請書の返信封筒
  - ④説明用パンフレット

■問合先 コールセンター☎ 0570-20-0178／にかほ市役所 総務課総務行政改革班☎ 43-3200  
■マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

○支援内容

〔自立相談支援事業〕

**【自立相談支援事業】** 専門の相談支援員が、来所や訪問等により就労その他の自立に関する相談を受けて、必要な助言や制度等の紹介を行います。支援の利用申し込みがあつた場合は、自立に向けた支援計画を作成し、自立した生活が可能になるまで包括的かつ継続的な支援を実施します。

す。

**【自立相談支援事業】** 専門の相談支援員が、来所や訪問等により就労その他の自立に関する相談を受けて、必要な助言や制度等の紹介を行います。支援の利用申し込みがあつた場合は、自立に向けた支援計画を作成し、自立した生活が可能になるまで包括的かつ継続的な支援を実施します。

**【住居確保給付金の支給】** 離職により住居を失つた方または住居を喪失するおそれのある

【家計相談支援事業】

相談窓口 にかほ市総合生活相談室  
開設場所 ☎ 33・6155  
にかほ市社会福祉協議会仁賀保支所内（にかほ市平沢字八森31の1）  
受付時間 8時30分～17時30分（土、日、祝日を除く）

◎対象者

る方に対し、安定して求職活動ができるよう、有期で家賃相当額を給付します。（※利用にあたっては、収入および資産要件等があります）